平成２６年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿屋市新生町8759番地１　県営パークヒルズ鹿屋団地９棟18号
債務者　田村美佐江
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
兵庫県明石市朝霧東町２丁目８番21号
債務者　前田　和樹
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
兵庫県明石市大久保町大窪1121番地の３　アルカンシェル203号
債務者　村井浩太郎
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
兵庫県明石市西明石町５丁目２番23号　パインヒルズ西明石108号
債務者　澤　　邦恵
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
兵庫県明石市東仲ノ町２番１―105号
債務者　下山　　武
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
兵庫県明石市西明石西町１丁目４番18号　ヴィラにしき403号、前住所兵庫県明石市相生町２丁目６番６号　長谷川ビル108号
債務者　井藤　貞信
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
佐賀県唐津市神田282番地12
債務者　手島　　正
１　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１３１２号
愛知県春日井市東野町10丁目11番地15
債務者　坂本　真弓
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３１号
愛知県小牧市大字岩崎2770番地３　若竹荘３―１号
債務者　永松　美歩
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５０号
神戸市垂水区名谷町1827番地の１　ブランズ名谷206号
債務者　名田　和馬
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６０号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　５番館1104号
債務者　桑原真由美
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１０号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティＡ号棟1207号
債務者　森　　桂子
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１６号
神戸市兵庫区下祇園町29番７号　キャッスルハイツ平野603
債務者　原商店こと　牧　　浩司
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１７号
神戸市兵庫区下祇園町29番７号　キャッスルハイツ平野603
債務者　牧　真千子
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０号
長崎県佐世保市大岳台町16番13号、前住所長崎県佐世保市早岐１丁目５番５号
債務者　原　　聖一（旧姓円田）
１　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
青森市千刈１丁目６番４号　安田アパート１号
債務者　佐藤　千秋
１　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番　周南第４住宅６棟208号
債務者　新坂　貴博
１　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　山口地方裁判所周南支部